

**農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想**

令和5年9月29日

京 都 府 福 知 山 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市の概要
- 2 本市の農業構造
- 3 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標
- 4 農業生産振興の基本的な考え方
- 5 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保、支援のための諸施策

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
 - (1) 就農希望者に対する受入体制
 - (2) 多様な担い手の確保・就業環境の整備等
- 2 福知山市が主体的に行う取組
 - (1) 就農後の定着
 - (2) 青年等就農計画～農業経営改善計画
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状
 - (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン
 - (3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等
 - (4) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に掲げる事項
 - (1) 農業者等による協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他農地中間管理事業に関する事項
- 2 利用権設定等促進事業に関する事項
 - (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- (2) 利用権の設定等の内容
- (3) 開発を伴う場合の措置
- (4) 農用地利用集積計画の策定期間
- (5) 要請及び呼出
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- (8) 同意
- (9) 公告
- (10) 公告の効果
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- (12) 紛争の処理
- (13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告
- (14) 農用地利用集積計画の取消し
- (15) 取消の公告

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
- (2) 区域の基準
- (3) 農用地利用改善事業の内容
- (4) 農用地利用規程の内容
- (5) 農用地利用規程の認定
- (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

- (1) 農作業の受委託の促進
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

第6 その他

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の概要

平成 18 年 1 月 1 日福知山市、三和町、夜久野町、大江町の 1 市 3 町が合併し、新「福知山市」として市域規模の拡大が図られた。本市は、京都府北西部に位置し、市域は東西 37 km、総面積 55,257ha と京都府総面積の約 13%を占め、府下市町村の第 3 位の大きさとなっている。日本海へ注ぐ一級河川の由良川が市内の中央を貫流し、本市の中心部は 400～500m の山に囲まれた盆地を形成し、北部地域は、標高 800m 前後の山岳地帯となっており、本市の 76%を山が占めている。

交通は、JR 山陰本線、福知山線、京都丹後鉄道が走り、主要道路も国道 9 号が東西に、175 号・176 号が南北に走っている。また、舞鶴若狭自動車道の開通により、京阪神へのアクセスが一層改善され、北近畿の交通の要衝となっている。

気象は、山陰内陸盆地特有の気象であり、夏期は高温・多湿、晩秋から冬にかけては、曇天、降雨、降雪の日が続き、いわゆる「時雨」が多い状態となっている。また、春秋には由良川、土師川の影響などで気温差による「丹波霧」の発生が多くみられる。

2 本市の農業構造

農業については、福知山盆地を中心とした平場地帯から、その周辺の山間部で行われており、経営耕地面積 1,780ha（令和 2 年）、うち田が 1,623ha で全耕地面積の 91.2%を占め、主に水稲単作の農業が行われてきた。

農家数は、3,080 戸（令和 2 年）あるが、平成 22 年と比較して 35%減（1,630 戸減）となっている。

専業別農家数では、自給的農家が 53%（1,617 戸）を占め、専業農家 3%（105 戸）、第一種兼業農家が 6%（200 戸）、第二種兼業農家 38%（1,162 戸）となっている。

農業従事者数は、個人経営体において 3,105 人（令和 2 年）で、うち女性が 42.3%を占めている。また、65 歳以上が 62.0%（1,926 人）を占めており、農業従事者の大半が高齢者である現状である。

また、本市の農業は、一戸当たりの平均経営耕作面積が 50a と零細であることから、米を基幹作物として野菜、豆類、茶等の地域特産物を導入した複合経営が多くみられる。福知山市の農業粗生産額は、62 億 2 千万円（令和 3 年）で平成 26 年と比較して 24%減となっている。

3 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、前述のような農業構造の現状の下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくこととする。

具体的な経営指標は、福知山市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり 400 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり 2,000 時間）の水準を実現できるものとし、また、新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり 200 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり 2,000 時間）が実現できるものとし、これらの経営が福知山市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業生産振興の基本的な考え方

本市の農業振興の基本的方向としては、第一には、水稲の個別経営体の規模拡大、地域営農の組織化による効率化を図るとともに、施設園芸等収益性の高い農業を振興する。それには、土地利用計画に基づき、農地の流動化の推進、近代化施設の導入、流通体制の整備とも関連させながら、農産物生産のための条件整備を図る必要がある。

さらに、地方卸売市場向けの野菜等の計画的な生産・集出荷を図り、また、茶、果樹、畜産等についても地域に適した特産物として、その生産振興に努め、消費者ニーズに対し、的確かつ主体的に対応できる生産販売体制の確立により、市場適応力を強めていくこととする。

第二には、本市の農業を担う意欲的な農業者を育成するため、水稻等の土地利用型農業においては、地域（旧村程度の範囲）として生産維持できるよう機械、施設等の農業生産に係る諸資源を営農生産組織に帰属させた組織を育成する中で、若い農業者や高齢者の農業専従者を地域農業、農村の中核的担い手として育成し、あわせて足腰の強い地域特産産地の形成も推進していく。また、施設園芸、露地野菜、茶、果樹等の水稻複合品目においては、産地を支える多様な農業経営者として女性や高齢専従者、他産業からの参入者も育成していく。

第三には、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

5 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保、支援のための諸施策

本市は、将来福知山市の農業を担う若い農業経営者を確保、育成し、若者が農業を職業として選び、伸び伸びと意欲を持ってその能力を十二分に発揮できるような経営環境を整備するために、意欲ある新規就農希望者又は若い農業経営者の意向等を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長しつつ、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、京都府、福知山市、京都農業協同組合、京都丹の国農業協同組合等で構成する福知山市地域農業再生協議会が支援の推進母体となり、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による経営発展を図ろうとする意欲ある農業者に対しては、旧村単位で組織している地区推進協議会が中心となり、農地の流動化を推進し、農地集積を図り、加えて連担化が図れるように誘導し、土地利用型経営の作業の効率化を推進することとする。

特に、近年農業者の高齢化、機械の高騰により個別完結型経営が難しくなっている中、作業委託が増大する傾向にあり、この委託に対応できる個人担い手を地域の中で検討し、個別担い手として位置づけ育成していく。

また、生産組織は、効率的な農業経営を図るため、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、生産組織の法人化に向けた組織を育成することにより地域農業を推進していく。

一方、集約的な経営展開を助長するため、複合作目としての畜産、茶、施設園芸等の作期、作型、品種の改善による高収益化を推進するとともに、マーケティング面からの検討を行い、新産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定し振興を図っていく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、福知山市が主体となって農業委員会、農業協同組合等の関係機関、認定農業者の組織体である福知山農業経営者会議等の関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域（旧村程度）を対象とした事業の実施に当たっても認定農業者に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の作成等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に福知山市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、福知山市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとお

りである。

組織経営体

営農 種類	経営 規模	生産 方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稲 ＋水稲受託	＜作付面積＞ コシヒカリ 20ha (受託地) 荒耕耘 15ha 砕土 15ha 代かき 15ha 田植え 15ha 収穫運搬 15ha 乾燥調整 15ha	＜資本装備＞ トラクター30ps 3台 田植機5条 3台 コンバイン4条 3台 乾燥機3t 5台 籾摺機 1台 米選機 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散 労働ピーク時における 臨時雇用の確保	410万円 1,830hr
水稲 ＋小麦 ＋小豆	＜作付面積＞ コシヒカリ 15ha 小麦 3ha 小豆 3ha	＜資本装備＞ トラクター30ps 2台 田植機5条 2台 コンバイン4条 2台 小豆播種機 1台 汎用コンバイン 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保 労働環境と作業環境 の改善	410万円 1,950hr
水稲 ＋施設野菜 (万願寺)	＜作付面積＞ コシヒカリ 5ha 万願寺 2,100㎡ (7棟)	＜資本装備＞ トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 乾燥機3t 3台 籾摺機 1台 米選機 1台 ビニールハウス 7棟 トラクター15ps 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散 労働ピーク時における 臨時雇用の確保	550万円 1,824hr
水稲 ＋水稲受託 ＋露地野菜 (きゅうり)	＜作付面積＞ コシヒカリ 10ha きゅうり 20a 荒耕耘 12ha 砕土 12ha 代かき 12ha 田植え 12ha 収穫運搬 12ha 乾燥調整 12ha	＜資本装備＞ トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン4条 1台 乾燥機2t 2台 籾摺機 1台 米選機 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散 雇用労力の確保	400万円 1,900hr

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稻 ＋ 茶	＜作付面積＞ コシヒカリ 3ha 茶（玉露・てん茶） 1ha	＜資本装備＞ トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 乾燥機2t 2台 籾摺機 1台 米選機 1台 茶被覆施設 100a 摘採機 1台 裾刈剪枝機 1台 管理機 1台 動力噴霧器機 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	400万円 1,400hr
繁殖牛 (和牛繁殖)	＜飼養頭数＞ 繁殖牛 100頭 ＜作付面積＞ 飼料 2.5ha	＜資本装備＞ トラクター30ps 1台 牛舎 堆肥舎 マニユアスプレッター 1台 ジェイロヘーメカー 1台 ロールベーター 1台 ラッピングマシン 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	ヘルパー制度の活用による 休日制の確保	675万円 1,500hr

個別経営体

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稻 ＋ 水稻受託 ＋ 施設野菜 (九条ネギ)	＜作付面積＞ コシヒカリ 2ha 九条ネギ 900㎡ (3棟) (受託地) 荒耕転 3ha 碎土 3ha 代かき 3ha 田植え 3ha 収穫運搬 3ha 乾燥調整 3ha	＜資本装備＞ トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 ビニールハウス 3棟 トラクター15ps 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	400万円 1,390hr

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稻 ＋ 水稻受託 ＋ 施設野菜 (万願寺)	<作付面積> コシヒカリ 3ha 万願寺 900㎡ (3棟) (受託地) 荒耕耘 3ha 砕土 3ha 代かき 3ha 田植え 3ha 収穫運搬 3ha 乾燥調整 3ha	<資本装備> トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 乾燥機2t 2台 籾摺機 1台 米選機 1台 ビニールハウス 3棟 トラクター15ps 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散 労働ピーク時における 臨時雇用の確保	410万円 1,421hr
水稻 ＋ 水稻受託 ＋ 露地野菜 (きゅうり)	<作付面積> コシヒカリ 3ha きゅうり 20a (受託地) 荒耕耘 3ha 砕土 3ha 代かき 3ha 田植え 3ha 収穫運搬 3ha 乾燥調整 3ha	<資本装備> トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 乾燥機2t 2台 籾摺機 1台 米選機 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散 雇用労力の確保	420万円 1,650hr
水稻 ＋ 茶	<作付面積> コシヒカリ 3ha 茶（玉露・てん茶） 1ha	<資本装備> トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 乾燥機2t 2台 籾摺機 1台 米選機 1台 茶被覆施設 100a 摘採機 1台 裾刈剪枝機 1台 管理機 1台 動力噴霧器機 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	400万円 1,400hr
栗 ＋ 施設野菜 (みず菜)	<作付面積> 栗 1.5ha みず菜 1,500㎡ (5棟)	<資本装備> トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 乾燥機2t 2台 籾摺機 1台 米選機 1台 ビニールハウス 5棟 トラクター15ps 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業 分散(栗) 労働ピーク時におけ る臨時雇用の確保	410万円 1,710hr

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稲 ＋ブドウ	<作付面積> コシヒカリ 2ha ブドウ 1ha	<資本装備> トラクター30ps 1台 田植機5条 1台 コンバイン3条 1台 乾燥機2t 2台 籾摺機 1台 米選機 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散(ブドウ) 雇用労力の確保	410万円 1,720hr
酪 農	<飼養頭数> 経産牛 30頭 <作付面積> 飼料 2.5ha	<資本装備> トラクター30ps 1台 牛舎 堆肥舎 マニユアスプレッター 1台 ジェイローメーカー 1台 ロールバレーター 1台 ラッピングマシン 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	ヘルパー制度の活用に よる休日制の確保	500万円 1,230hr

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような新たに農業を営もうとする青年等の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、福知山市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稲 ＋施設 (九条ネギ)	<作付面積> コシヒカリ 50a 九条ネギ 1,500㎡ (5棟)	<資本装備> トラクター20ps 1台 田植機4条 1台 コンバイン2条 1台 ビニールハウス 5棟 トラクター15ps 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	280万円 1,000hr

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稻 ＋紫ずきん ＋黒大豆	＜作付面積＞ コシヒカリ 1ha 紫ずきん 40a 黒大豆 30a	＜資本装備＞ トラクター20ps 1台 田植機4条 1台 コンバイン2条 1台 乾燥機2t 1台 籾摺機 1台 米選機 1台 スレッシャー 1台	パソコン等による複 式簿記記帳及び青色 申告の実施	品種構成による作業 分散 労働ピーク時におけ る臨時雇用の確保	210万円 810hr
施設野菜 (九条ネギ)	＜作付面積＞ 九条ネギ 1,500㎡ (5棟)	＜資本装備＞ ビニールハウス 5棟 トラクター15ps 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散 労働ピーク時における 臨時雇用の確保	260万円 900hr
施設野菜 (万願寺) ＋ほうれん 草	＜作付面積＞ 万願寺 1,000㎡ (3棟) ほうれん草 1,000 ㎡	＜資本装備＞ ビニールハウス 3棟 トラクター15ps 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	品種構成による作業分 散 労働ピーク時における 臨時雇用の確保	220万円 2,090hr
水稻 ＋茶	＜作付面積＞ コシヒカリ 50a 茶（玉露・てん茶） 70a	＜資本装備＞ トラクター20ps 1台 田植機4条 1台 コンバイン2条 1台 乾燥機2t 1台 籾摺機 1台 米選機 1台 茶被覆施設 100a 摘採機 1台 裾刈剪枝機 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	220万円 850hr

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得目標 労働時間
水稻オペレーター ＋施設野菜 (万願寺)	＜作付面積＞ 万願寺 1,000㎡ (3棟) オペレーター 5ha	＜資本装備＞ ビニールハウス 3棟 トラクター(借上げ) 1台 管理機(借上げ) 1台 その他機械一式	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	240万円 1,933hr
露地野菜 (万願寺＋え びいも)	＜作付面積＞ 万願寺 20a えびいも 10a	＜資本装備＞ かん水装置 一式 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 トラクター15ps 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	240万円 2,191hr
露地野菜 (きゅうり＋ えびいも)	＜作付面積＞ きゅうり 20a えびいも 10a	＜資本装備＞ かん水装置 一式 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 トラクター15ps 1台	パソコン等による複式 簿記記帳及び青色申告 の実施	労働ピーク時における 臨時雇用の確保	250万円 2,630hr

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、将来福知山市の農業を担う若い農業経営者を確保、育成し、若者が農業を職業として選び、伸び伸びと意欲を持ってその能力を十二分に発揮できるような経営環境を整備するために、意欲ある新規就農希望者又は若い農業経営者の意向等を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長しつつ、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざす取り組みを支援する。

また、地域計画の実現に向け半農半X実践者、定年帰農者、離職者、他産業からの参入者など多様な人材を、農山村を支える担い手として位置づけて確保し、地域への定着のサポートに努める。

(1) 就農希望者に対する受入体制

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

(2) 多様な担い手の確保・就業環境の整備等

農業従事者の安定確保を図り、市農業の将来を担う幅広い人材を確保し地域計画の実現に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な

情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 福知山市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合等、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、「空き家バンク制度」などの移住定住への支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や実践研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達の相談、サポートを行う。

(1) 就農後の定着

就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、新規就農者等の交流の場を設けるなど、本市が主体となり、京都府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関が連携し、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

また、本市が主体となり、京都府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように本市は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

(2) 青年等就農計画～農業経営改善計画

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、京都府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、福知山市が全体調整を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導	京都府中丹西農業改良普及センター、京都府中丹家畜保健衛生所、京都府農林水産技術センター畜産センター、京都農業協同組合福知山支店生産課、京都丹の国農業協同組合	販路支援	京都農業協同組合福知山支店生産課、京都丹の国農業協同組合、京都府中丹西農業改良普及センター
農地確保支援	京都府農業会議、福知山市農林業振興課、農業委員会	農業者による指導	京都府指導農業士、地域の担い手農家
機械・施設等の確保支援	京都農業協同組合福知山支店生産課、京都丹の国農業協同組合、福知山市農林業振興課	生活に係る支援（住居、子育て等）	福知山市まちづくり推進課、子ども政策室
資金相談	京都府中丹広域振興局、京都府中丹西農業改良普及センター、京都農業協同組合福知山支店生産課、京都丹の国農業協同組合	事務局・全体調整	福知山市農林業振興課

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、京都府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、京都府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、京都府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が農業経営の移譲を受ける場合には、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：35% なお、面的集積についての目標については、農業経営基盤強化促進事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

対象農家形態	営 農 類 型	集積目標面積	経 営 体 数
組 織 経 営 体	水稻＋水稻受託	242ha	21組織
	水稻＋小麦＋小豆	435ha	16組織
	水稻＋施設野菜（万願寺）	25ha	2組織
	水稻＋水稻受託＋露地野菜（きゅうり）	44ha	4組織
	水稻＋茶	9ha	2組織
	畜産（和牛繁殖）	3ha	1組織
個 別 経 営 体	水稻＋水稻受託＋施設野菜（九条ネギ）	98ha	3戸

	水稲＋水稲受託＋施設野菜(万願寺)	79ha	2 戸
	水稲＋水稲受託＋露地野菜(きゅうり)	116ha	3 戸
	水稲＋茶	78ha	3 戸
	水稲＋ブドウ	59ha	3 戸
	栗＋施設野菜(みず菜)	28ha	2 戸
	酪農	3ha	2 戸

- (注) 1 目標年次は、概ね10年先とする。
- 2 目標シェアの算出に当たっては、2020年農林業センサスの耕地面積3485haを分母とした。
- 3 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、水稲を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については個人担い手と近年増加した農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人を中心に農地集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。また、今後10年で受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め1割が遊休農地化し、基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、市街地を取り巻く平坦地においては、認定農業者や農地所有適格法人を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、中山間地域では、旧村を単位とした地区推進協議会が農地の流動化を進めるとともに、地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ウ 農業経営基盤強化促進事業の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進
- エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- オ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

(4) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- ア 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
- イ 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや地域特産物の生産に活用するエリア等の設定を促進するとともに、再生が困難な荒廃農地や荒廃農地化が危ぶまれる農地については、地域の話し合いを通じて、計画的な植林などの粗放的な管理も視野に入れた農地保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

福知山市は、京都府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

福知山市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に掲げる事業
- (2) 利用権の設定等を促進する事業
- (3) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (4) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (5) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (6) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進を重点的に推進し、担い手（農業者）が効率的な生産を行えるよう連担化を推進するものとする。

イ 中山間地域においては、地区推進協議会を中心とした農用地の利用調整を行い、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

更に、福知山市は、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準に掲げる事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他農地中間管理事業に関する事項

ア 協議の場の開催時期

地域農業に関わる者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

イ 協議の場の参加者

農業者、福知山市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農業会議の現地推進役、農地中間管理機構、土地改良区、京都府、その他地域住民などの関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

ウ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで京力農場プランの実質化が行われている区

域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

エ 地域計画の策定に向けた進め方

福知山市は、地域計画の策定に当たって、京都府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実行に際しては、目標地区に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

耕作又は、養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依拠してそれぞれ定めるところによる。

ア 利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依拠してそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a、d 及び e に掲げる要件のすべて）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、農地管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項の規定により定められた農地中間管理機構（機構法第 4 条の規定により知事に指定された一般社団法人京都府農業会議をいう。以下同じ。）から所有権の設定を受ける場合、又は市長が特に必要かつ適当であると認めた場合に限ることとする。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ロ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農地中間管理事業（機構法第 2 条第 3 項に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合に

おけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて福知山市長に確約書を提出すること。

- (ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を福知山市へ提出すること。

- オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ア 福知山市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。

- イ 福知山市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ア 福知山市は、法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

- イ 福知山市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認

めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

ウ 福知山市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 福知山市農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、福知山市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 福知山市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のウの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合は、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 福知山市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 福知山市は、(5)のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 福知山市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る

法律関係

- オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- カ アに規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- キ アに規定する者は、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写し）を添えて福知山市長に報告する旨
- (ア) アに規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (イ) アに規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
- (ロ) (イ)の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
- (エ) アに規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
- (オ) 地域の農業における他の農業者との役割分担
- (カ) アに規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、アが行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにアが行う耕作又は養畜の事業への従事状況
- (キ) その他参考となるべき事項
- ク アに規定する者がウ、エ以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及びアに規定する者が撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) 必要に応じて、(ア)から(エ)のほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ケ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

福知山市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

福知山市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからクまでに掲げる事項を福知山市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

福知山市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効

率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

福知山市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

福知山市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきと勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

福知山市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告

福知山市は、(14)の取消しをしたときは、(14)のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を福知山市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業等）の働きかけ等を行う。

3 農地中間管理事業の促進に関する事項

(1) 福知山市は、府下一円を区域として農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 福知山市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

福知山市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であるとめられる区域（１～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(ウ) 農作業の効率化に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6－1号の認定申請書を福知山市に提出して、農用地利用規程について福知山市の認定を受けることができる。

イ 福知山市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 福知山市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を福知山市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (7) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (4) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (9) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ウ 福知山市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。
 - (ア) イの(4)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - (ロ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ア 当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ア 福知山市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- イ 福知山市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、一般社団法人京都府農業会議等の指導、助言を求めてきたときは、福知山市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実

施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

福知山市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

各種事業の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮しながら推進することとする。

- ア 農業生産基盤整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す個人、営農組織の生産性や収益性の高い農業経営を展開するための条件整備を図るものとする。
- イ 中山間地域においては、生活基盤の整備を図り、村づくり事業の推進を進めることとする。また、農業体験学習、ツーリズム等を通じた都市と農村交流活動の推進し、農村の活性化、農村の健全な発展による地域農業者の育成を図る。
- ウ 地域農業の維持増進を図るため水稻作、転作を通じた望ましい農業経営の育成を図ることとする。特に転作においては、作物の団地化を行う土地利用について、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の展開に資するように努める。
- エ 地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

福知山市は、京都府、農業委員会、普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関で構成する福知山市地域農業再生協議会等で協議する。また、このような協議を踏まえて当面行うべき対応を各関係機関別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率

的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、福知山市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年11月21日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による施行前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想、及び農用地利用集積計画については、なお従前の例によるものとする。

別紙1（第5の2の(2)カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1(3)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき福知山市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。